

幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内

～認可外保育施設等を利用している方へ～

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

無償化の対象となるには、

【子育てのための施設等利用給付認定（2号）または（3号）】を事前に受ける必要があります。

1. 対象者について

クラス	施設等利用給付 認定種別	認定を受けるための要件
3歳児～5歳児 (H27.4.2～H30.4.1生)	2号認定	保育の必要性があること（※）
0歳児～2歳児 (H30.4.2生～)	3号認定	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること（※）

※保育の必要性があるとは、子どもの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

- ①就労している。（月64時間以上）
- ②妊娠中または出産後間がない。（出産(予定)月を含む3か月間以内）
- ③疾病、負傷、障がい等がある。
- ④長期にわたる病気や、心身に障がいのある方を看護・介護している。
- ⑤火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあっている。
- ⑥求職活動をしている。
- ⑦就学している。（月64時間以上）
- ⑧育児休業取得時にすでに保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である。（3歳児以上）
- ⑨その他、①～⑧に類する状態であり、町長が必要と認める場合

※この申請は、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設を利用していない方が対象となります。

2. 給付内容

認定を受けた子どもの保護者が、認定の有効期間内において認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に上限額の範囲内で給付します。（施設等利用費の請求手続きについては、別途ご案内します。）

認定種別	無償化の内容	対象となる認可外保育施設等
2号認定	月額上限 37,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・届出保育施設 ※都道府県等に届出を行っていることが必要です。 (一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等) ・一時預かり事業
3号認定	月額上限 42,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター事業

※通園送迎費、給食費（食材料費）、行事費などは無償化の対象外となります。

※認可外保育施設等を複数利用している場合、合計金額が上限に達するまで無償化の対象となります。

3. 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。

必要な書類		注意点
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書	児童1人に1枚必要です。 必ず両面記入 してください。
②	保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者（父・母）分の書類がそれぞれ必要です。	以下の表を確認してください。
③	令和2年度市町村民税非課税証明書 ※令和2年1月1日時点で宇美町以外に居住していた方	<u>0歳児～2歳児の非課税世帯のみ</u> 提出が必要です。

※兄弟姉妹が同時に申請する場合、保育を必要とすることを証明する書類は世帯で1部ご提出ください。

※現在、認可保育所等への入所が保留となっている方については、「①子育てのための施設等利用給付認定申請書」のみご提出ください。（②③の書類は不要です。）

【保育を必要とすることを証明する書類・給付認定期間】

保育を必要とする理由	必要な書類	給付認定期間
①雇用されている方 (内定・復職予定を含む)	・就労証明書	最長、就学前まで
②自営業の方	・自営申立書	最長、就学前まで
③出産前後	・保育ができないことの申立書 ※母子健康手帳（氏名と出産予定日が確認できる部分）の写しを添付してください。	出産(予定)月を含む3か月以内
④病気・けがのとき	・保育ができないことの申立書 ※診断書を添付してください。	最長、就学前まで
⑤保護者に障がいがあるとき		

保育を必要とする理由	必要な書類	給付認定期間
⑥病人や障がい者、要介護者を介護しているとき	<ul style="list-style-type: none"> • 保育ができないことの申立書 ※介護が必要であることがわかる書類を添付してください。（添付書類については子育て支援課までお尋ねください。）	最長、就学前まで
⑦保護者が学校に通っているとき	<ul style="list-style-type: none"> • 保育ができないことの申立書 ※在学証明書又は学生証（写し）と時間割の分かる資料を添付してください。	在学期間中
⑧求職活動をしているとき	<ul style="list-style-type: none"> • 求職中に関する誓約書 	3か月以内
⑨育児休業取得時にすでに保育施設等を利用しており、継続利用が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> • 就労（復職予定）証明書 	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までのいずれか早い方

* 保育の必要性の確認は児童の保護者のみが対象となります。

4. 申請について

申請は、こどもみらい課窓口（うみハピネス）にて受け付けます。

「3. 申請に必要な書類」と身分証明書を持参のうえ、うみハピネスまでお越しください。

お問い合わせ先

宇美町教育委員会
こどもみらい課保育・幼稚園係

〒811-2131

宇美町貴船2丁目28番1号（うみハピネス）

TEL：092-933-1322